

合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.9.10 第10号



八郎潟町 願人踊



井川町 桜爛太鼓



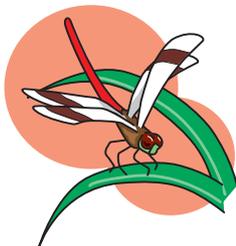
五城目町 山内番楽



五城目町 天翔太鼓

五城目町きゃどっこまつりで披露された3町の郷土芸能

幼稚園、保育園保育料について合意できず 次回の協議会で引き続き協議を行うこととしました



目次

第11回合併協議会	…………… P2~7
合併協定項目一覧表、お知らせなど	………… P8

8月31日、八郎潟町農村環境改善センターを会場に第11回合併協議会が開催されました。

会議では、新町で統一を図るとした幼稚園保育料（平成19年度から7,000円）と保育園保育料（合併後3年以内に国の基準の8割を目処）の調整内容についての協議が行われましたが合意ができず、継続して協議することとしました。また、上下水道事業については、水道料金を合併3年後を目処に統一するとして提案されましたが、料金がどの程度になるか提示するべきであるとの意見があり、継続して協議することとしました。なお、保健衛生事業、消防団の取扱いなどについては、提案どおり確認されました。

第11回合併協議会

8月31日に八郎潟町農村環境改善センターにおいて第11回合併協議会が開催されました。

会議では、継続協議となっている学校教育事業などの2項目、前回提案された保健衛生事業などの3項目の合わせて5項目について協議が行われたほか、商工観光関係事業など新たに3つの合併協定項目に関する調整方針が提案されました。

協議された事項

継続協議となっている2項目のうち、幼稚園や保育園の保育料につ

て、子育て支援などの見地からの意見や、提案されている調整内容について、もう少し幅を持たせたものに修正するべきであるとの意見も出されたことから、幹事会などで再度検討するため、継続して協議することとしました。

前回の会議で提案され、今回協議が行われた3項目のうち、上下水道事業の水道料金については、各町での違いが大きいことから合併後の料金がどの程度になるのか議論する必要があるなどとした意見があり、合併後の料金について試算を行い、この結果などに基づいて協議を行うこととしました。また、保健衛生事業・健康づくり事業、消防団の取扱い・消防防災関係事業については、提案どおり確認されました。

①奨学資金貸付事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から新たな貸付制度を適用する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりとする。

②スクールバス運行及びその委託形態については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

③学校給食事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、給食会計は町の一般会計で処理する方向で調整する。

協議第34号 学校教育事業・通学区
域の取扱いについて

【提案内容】

前回の会議では、幼稚園保育料を月額7,000円とすることについては、新町における新体制のもとで議会などでの議論により決定するべきであり、合併協議会で決定するべきではないとする意見や、提案された調整内容に賛成する意見などが出されたことにより合意ができず、継続して協議することとしていました。

今回の会議では、引き続き月額7,000円とすることに対して協議が行われました。

④英語指導外国青年招致事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑤幼稚園の管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、保育料(授業料)については、平成19年度から統一し、教材費を含め月額7,000円とする。

⑥心の教室相談員事業については、現行のとおり3校にカウンセラーを配置する。

⑦放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑧町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとする。

【協議結果】

幼稚園の保育料については、受益と負担のあり方や少子化対策としての子育て支援などの見地から多くの意見が出され、また、具体的な取り決めとはせずに、もう少し幅を持たせた調整内容とすべきであるとする意見も出されたことから、幹事会などで調整内容を再度検討するため、継続して協議することとしました。

◆表1参照



第11回合併協議会の会議の様子

■ 表1 幼稚園保育料等の現状

(平成16年4月1日現在)

区分	五城目町	八郎湯町	井川町
入園料	なし	なし	なし
保育料	5,000円(別途教材費等1,000円)	4,500円(別途教材費500円)	7,000円(教材費含む)
教育年限	1、2年及び3年	1、2年及び3年	1、2年
園児の定数	定員 140人	定員 105人	定員 140人
通園	幼稚園バス等による送迎なし	幼稚園バスによる送迎あり(負担なし)	スクールバスによる送迎あり(負担なし)
給食	あり(実費負担あり)	なし	あり(実費負担あり)

【委員から出された意見(概要)】

- 県内でも5,000円台という町村がかなり多いし、合併してもその程度の調整となっていることから、なぜ3町では7,000円にしなければならぬのか理解できない。
- 財政が大変厳しいという状況の中で、保育料を引き上げた増収分をどのような施策に使うとしているのか示して欲しい。
- これから少子化のなかで、新しい町での子育て支援を進めるとするならば、あえてここで7,000円という取り決めにしなくてもよいのではないか。
- 合併しても子育てのしやすい町であって欲しいと思う。合併して様々な料金の引き上げが家計に影響することになれば、住民からは理解してもらえないのではないかとと思う。
- 調整内容を「概ね7,000円」などとして表現を変えて、継続しないでこの会議で決めた方がよいのではないか。
- 平成19年度という将来の取り決めであり、これからの制度改正等を考慮して、もう少し幅を持たせた調整内容とするべきである。
- 7,000円が駄目だとして、一

番安い4,500円に合わせるとした調整内容としても異論が出ることになると思う。

- 園児数が減ってきているが、管理運営経費はあまり変わっていない。幼稚園を維持し運営していくためには、ある程度の保護者の負担はあつてしかるべきである。

- 合併を判断する際、住民負担がどうなるのかということは大変重要なことであり、現段階で考えられることなどは住民に示すべきであり、このことを話し合うのが合併協議会の役目でもある。

- 今の段階で目標を示したとしても新町議会の中で十分審議しなければ決めることができないものであり、突然に新町議会に提案するよりも、今から住民に対して具体的に示しておくべきである。

協議第36号 児童福祉事業、保育事業について

【提案内容】

前回の会議では、合併後の保育園保育料について、明確な基準を定めておく必要があるとして「合併後3年以内に国の基準の8割とする。」として提案協議を行いました。委員から8割とする根拠等について質問が出され、検討するため、継続し

て協議することとしていました。

検討を行った結果、保育園の保育料は統一するべきではあるが提案した調整内容に基づいて保育料を定めることになると国の基準となる保育単価が保育園の定員などにより異なり、各保育園で保育料に違いが生じることとなるため、「8割とする。」とした調整内容を「8割を目処に統一を図る。」として修正を行い、次のとおり提案されました。

- ① 誕生祝金、出産奨励金については、合併時廃止する。
- ② 児童館管理については、国庫児童館を町直営管理とし、児童厚生員を配置する。他の地域児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ③ 児童手当、児童扶養手当等、児童福祉事業の国又は県が定める制度については、その要綱等に準拠し実施する。
- ④ 町立保育園運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ⑤ 保育料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後3年以内に国の基準の8割を目処に統一を図る。
- ⑥ 障害児保育・乳児保育・延長

保育・一時保育・休日保育・保育園地域活動については、民間保育園が実施する場合は引き続き支援し、町立保育園においては現行のとおり新町に引き継ぎ、実施する。

⑦地域子育て支援センター事業は、現行のとおり新町においても実施する。

◆表2参照

【協議結果】

保育園の保育料については、合併後3年以内に国の基準の8割を目処に統一を図るとする提案に対して、本年度3町では保育料の改正を行い、全体的には保育料が増収となっており、また合併後引き上げることによって更に増収となることから、その増収分が何にどのように使われるのか分からないため、町民から理解が得られないとする意見や、8割を目処とするとした調整内容を例えば6割から8割の範囲として調整できないものかなどとする意見があり、また、民間保育園の場合の国の基準による保育単価の捉え方が適切でないとする指摘もあり、これらのことについて調査検討するため、継続して協議することとしました。

協議第38号 保健衛生事業・健康づくり事業について

【提案内容】

3町の保健センターなどの保健施設の運営は、現行のとおりとし、基本健診、胃がん検診などの健康診査については、現行の内容を基準に調整を行い、平成18年度からは、個人負担額を検診費用の2割程度を目処に統一するなどとして、次のとおり提案されました。

①各保健施設の運営について

は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(1)五城目町保健介護支援センター、八郎潟町保健センター、井川町健康センターは、それぞれ五城目保健センター、八郎潟保健センター、井川保健センターとし、合併時に3地区に保健センターを置く。なお、井川保健センターは、診療所医師を所長とする。

(2)国民健康保険井川町診療所の手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

②健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぎ、次のとおりとする。個人負担額に

表2 保育園保育料等の現状

(平成16年4月1日現在)

区分		五城目町		八郎潟町		井川町		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
所得階層	第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
	第2階層	町民税非課税世帯	4,500円	3,000円	7,200円	4,800円	7,200円	4,800円
	第3階層	町民税課税世帯	13,600円	10,700円	15,600円	13,200円	15,600円	13,200円
	第4階層	所得税64,000円未満	20,000円	19,000円	22,800円	20,500円	24,000円	21,600円
	第5階層	所得税64,000円以上160,000円未満	28,900円	26,900円	34,000円	3歳児31,900円 4歳児以上30,400円	35,600円	3歳児33,200円 4歳児以上29,400円
	第6階層	所得税160,000円以上408,000円未満	30,500円	28,800円	46,700円	3歳児38,000円	48,800円	3歳児34,300円
	第7階層	所得税408,000円以上	40,000円	29,000円	49,300円	4歳児以上33,500円	64,000円	4歳児以上29,400円
保育園の定員		内川保育園 45人 大川保育園 60人 五城目保育園 (法人運営) 150人		八郎潟保育園 (法人運営) 90人		井川こどもセンター 80人		

※八郎潟町、井川町の保育料は、階層ごとに概ね国の基準の8割となっている。

※へき地保育所(馬場目保育園)の保育料は一律5,500円となっている。

については検診費用の2割程度を目処に新町において調整する。

(1)基本健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、結核検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯科検診を現行の内容を基準に調整し、平成18年度から対象者、個人負担額等の内容を統一し、共通項目として実施する。

(2)井川地区の他機関と連携して実施している循環器健診は、関連事業（睡眠の質をみる検査、頸部エコー検診等）を含めて、新町においても引き続き実施する。

③母子保健事業については、現行のとおり新町に引き続き、個人負担額については無料とする。

④予防接種については、現行の内容を基準に調整し、新町において実施する。なお、個人負担額については無料とするが、高齢者インフルエンザについては一定額を助成する。

⑤健康づくり推進事業について

は、現行の内容を基準に調整し、新町において実施する。

(1)健康づくり推進員・保健委員は現行のとおり新町に引き続き、平成18年度から「健康づくり推進員」として統一した活動を行う。

(2)食生活改善推進員は、現行のとおり新町に引き続き、全町規模で食生活推進員を育成し、その組織活動を支援する。

⑥老人保健事業については、現行の内容を基準に調整し、新町において実施する。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第39号 上・下水道事業について

【提案内容】

水道や下水道の料金については、合併3年後を目処に統一を図ることとし、下水道受益者負担金は現行のとおりとするなどとして、次のとおり提案されました。

①上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)事業及び有形固定資産につ

いては、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2)事業会計については、合併時に統一する。

(3)料金については、現行のとおり新町に引き続き、合併3年後を目処に統一を図る。

(4)加入金については、合併時に廃止する。

(5)関係手数料については、合併時に統一する。

②簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2)料金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

③下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2)事業会計については、合併時に統一する。

(3)使用料については、現行のとおり新町に引き続き、合併3年後を目処に統一を図る。なお、受益者負担金（分担金）については、現行のとおりとする。

④農業集落排水事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2)事業会計については、合併時に統一する。

【協議結果】

(1)事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2)事業会計については、合併時に統一する。

(3)使用料については、現行のとおり新町に引き続き、合併3年後を目処に統一を図る。なお、受益者負担金については、現行のとおりとする。

⑤その他

(1)排水設備工事指定者の指定関係手数料については、合併時に統一する。

(2)合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、五城目町の例により合併後も継続する。

(3)水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、融資限度額、償還方法を除いて井川町の例による。

◆表3参照

水道料金を合併3年後を目処に統一を図るとした調整内容について、3町が一緒になった場合の料金が高くなるのか安くなるのかその方向を示すべきであるとか、各町の水道料

表3 上水道料金等の現状

(平成16年4月1日現在)

区 分	五 城 目 町	八 郎 瀧 町	井 川 町	
上水道料金 (一般家庭)	○基本料金	10 m ³ まで 1,890 円	5 m ³ まで 1,155 円	10 m ³ まで 1,730 円
	○超過料金	10 m ³ を超える分 1 m ³ につき 189 円	5 m ³ を超える分 1 m ³ につき 231 円	10 m ³ を超える分 1 m ³ につき 173 円
	※1カ月20 m ³ 使用した場合	3,780 円	4,620 円	3,460 円
下水道使用料 (一般家庭)	○基本使用料	10 m ³ まで 1,155 円	10 m ³ まで 892 円	10 m ³ まで 1,220 円
	○超過使用料	10 m ³ を超え 30 m ³ まで 1 m ³ につき 115 円 30 m ³ を超え 100 m ³ まで 1 m ³ につき 126 円 100 m ³ を超える分 1 m ³ につき 136 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで 1 m ³ につき 126 円 20 m ³ を超え 30 m ³ まで 1 m ³ につき 136 円 30 m ³ を超え 40 m ³ まで 1 m ³ につき 147 円 40 m ³ を超え 50 m ³ まで 1 m ³ につき 157 円 50 m ³ を超える分 1 m ³ につき 168 円	10 m ³ を超える分 1 m ³ につき 122 円
	※1カ月20 m ³ 使用した場合	2,310 円	2,150 円	2,440 円
農業集落排水 施設使用料 (一般家庭)	○基本使用料	10 m ³ まで 2,205 円	10 m ³ まで 892 円	10 m ³ まで 1,220 円
	○超過使用料	10 m ³ を超え 30 m ³ まで 1 m ³ につき 220 円 30 m ³ を超え 100 m ³ まで 1 m ³ につき 241 円 100 m ³ を超える分 1 m ³ につき 262 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで 1 m ³ につき 126 円 20 m ³ を超え 30 m ³ まで 1 m ³ につき 136 円 30 m ³ を超え 40 m ³ まで 1 m ³ につき 147 円 40 m ³ を超え 50 m ³ まで 1 m ³ につき 157 円 50 m ³ を超える分 1 m ³ につき 168 円	10 m ³ を超える分 1 m ³ につき 122 円
	※1カ月20 m ³ 使用した場合	4,410 円	2,150 円	2,440 円

金には大きな違いがあることから、水道事業の現状等を考慮し、企業会計として運営できる目安となる料金の試算を行って、保育料と同じように議論する必要があるとした意見があり、試算結果などに基づいて協議を行うこととしました。

協議第40号 消防団の取扱い、防災関係事業について

【提案内容】

3町の消防団は、合併後5年以内に統合することとして、それまでは連絡調整等を行うため消防団連絡協議会を設置すること、また地域防災計画や水防計画は、新町で新計画を策定し、避難場所などの防災拠点は現行のとおりとするなどとして、次のとおり提案されました。

① 消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 消防団は、合併後5年以内に統合する。統合するまでの間は、現行のとおり五城目消防団、八郎瀧消防団及び井川消防団の3つの消防団を置き、消防団連絡協議会を設ける。

- (2) 消防団員の任期は副団長以上は3年とする。任用は18歳以上とする。また、定年

- は副団長以上は年齢要件なし、分団長以下は満63歳に達した年度末とする。
- (3) 消防団の施設・設備については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

② 消防防災関係事業については、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画及び水防計画は、新町において早期に新計画を策定する。
- (2) 防災会議及び水防協議会は、合併時に新たに設置する。

- (3) 防災拠点、消防水利及び自主防災組織は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

- (4) 災害対策本部等は、新町において統一を図る。災害時に支障が生じないよう、指揮命令系統については合併までに調整を図る。

- (5) 災害弔慰金については、国の制度に準拠し、合併時までに統一する。

- (6) 災害見舞金の制度については、合併時までに統一する。

- が確認されました。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

提案された事項

今回の合併協議会で協議される、商工観光関係事業、高齢者福祉事業、社会教育事業・文化振興事業の3つの案件についての調整案が提案されました。

協議第41号 商工観光関係事業について

- ① 中小企業振興資金の融資斡旋については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から統一する。
- ② 誘致企業等奨励措置については、五城目町の例を基準に調整し、新町において新たな制度を定める。
- ③ 産業文化祭については、統合して実施する。なお、開催場所は三地区持ち回りとする。
- ④ 全町盆踊り大会については、現行のとおり実施する。
- ⑤ その他の観光イベントについては、現行のとおりとする。

協議第42号 高齢者福祉事業について

- ① 老人保護措置事業については、現行のとおり新町に引き

継ぐ。

② 高齢者住宅整備資金貸付については、新町において調整する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりとする。

③ 敬老事業については、次のとおりとする。

(1) 敬老式

ア. 内容を統一し、3地区で行う。

イ. 対象年齢は満75歳を目処に、徐々に調整する。
ウ. 祝い金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から、

満90歳に5万円相当の金品、満100歳に10万円相当の金品を贈る。

(2) 金婚式 現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。

④ はり・きゅう・マッサージ施術費助成については、八郎潟町の例により合併時統合する。

⑤ 老人ホームの管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑥ 在宅介護支援センター運営事業については、現行のとおり

新町に引き継ぐ。ただし、平成18年度からは、現在の五城目町基幹型在宅介護支援センターを新町の基幹型在宅介護支援センターとする。

⑦ 老人福祉センター管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。新町においては八郎潟町老人福祉センターを八郎潟老人福祉センター、井川町老人福祉センターを井川老人福祉センターと称する。なお、使用料は現行のとおりとする。

⑧ 介護予防・地域支え合い事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から内容を統一し実施する。

協議第43号 社会教育事業、文化振興事業について

公民館

① 公民館の設置及び運営管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。新町においては、五城目中央公民館を五城目公民館、八郎潟町公民館を八郎潟公民館、井川町公民館を井川公民館と称する。五城目公民館には7つの地区公民館を置く。八郎潟公民館には岡

本下台地区地域公民館を置く。井川公民館には29の分館を置く。

② 新町に公民館運営審議会を設置し、委員定数は15名以内とする。なお、五城目公民館、八郎潟公民館及び井川公民館には、それぞれ運営協議会を設置する。

③ 公民館関係各種事業等については、新町において調整する。

④ 図書館・図書室については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑤ 成人式については、新町において統合して開催する。

⑥ 町民体育祭（体育大会）については、新町において統合して開催する。

⑦ 現在の3町の町指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。



合併協定項目の協議状況

(平成16年8月31日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
基本的項目	1	合併の方式	○	○	◎	各種 事務 事業 の 取 扱 い	24	電算システム事業			
	2	合併の期日	○	○	◎		25	広報広聴関係事業	○	○	◎
	3	新町の名称	○	○	◎		26	交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業)	○	○	◎
	4	新町の事務所の位置	○	△			27	納税関係事業			
	5	財産及び債務の取扱い	○	△			28	消防防災関係事業	○	○	◎
合併特例法による項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		29	交通関係事業	○	○	◎
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		30	窓口業務	○	○	◎
	8	地方税の取扱い					31	保健衛生事業	○	○	◎
		(協議細目) 地方税(都市計画税を除く)の取扱い	○	○	◎		32	環境対策関係事業			
9	一般職の職員の身分の取扱い	○	△		33		ごみ収集運搬業務事業				
10	地域審議会				34		保育事業	○	△		
すり合わせが必要な項目	11	特別職の職員の身分の取扱い	○	○	◎		35	社会福祉協議会の取扱い			
	12	条例、規則等の取扱い	○	○	◎		36	児童福祉事業	○	△	
	13	事務組織及び機構の取扱い					37	障害者福祉事業			
	14	一部事務組合等の取扱い	○	○	◎		38	高齢者福祉事業	○		
	15	使用料、手数料等の取扱い	○	○	◎		39	その他の福祉事業			
	16	公共的団体等の取扱い	○	○	◎		40	健康づくり事業	○	○	◎
	17	補助金、交付金等の取扱い	○	○	◎		41	農林水産業関係事業	○	○	◎
	18	字名の区域及び名称の取扱い	○	○	◎		42	商工観光関係事業	○		
	19	慣行の取扱い	○	○	◎		43	勤労者・消費者関連事業			
	20	国民健康保険事業の取扱い	○	○	◎		44	建設関係事業	○	○	◎
	21	介護保険事業の取扱い	○	○	◎		45	上・下水道事業	○	△	
	22	消防団の取扱い	○	○	◎		46	学校教育事業	○	△	
	23	行政区の取扱い				47	社会教育(生涯学習)事業	○			
					48	町立学校の通学区域の取扱い	○	△			
					49	文化振興事業	○				
					50	コミュニティ施策(施設)事業					
					51	その他の事業					
					新町建設計画	52	新町まちづくり計画 (協議細目) 策定方針の確認	○	○	◎	

第12回 合併協議会開催のお知らせ

日時 平成16年9月29日(水) 午後1時
場所 井川町農村環境改善センター
案件等 学校教育事業、通学区域の取扱いについて
 児童福祉事業、保育事業について
 上・下水道事業について
 商工観光関係事業について
 高齢者福祉事業について
 社会教育事業、文化振興事業について など



協議会はどなたでも傍聴できます

編集・発行 五城目町・八郎瀧町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務局

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp